

「千葉県地域防災計画(案)」に対する意見と県の考え方

千葉県防災危機管理部危機管理政策課

1 パブリックコメント実施期間 令和5年5月19日(金)～6月2日(金)

2 意見提出者数(意見の述べ件数) 2人(8件)

3 提出された意見の概要と県の考え方

通番	新旧対照表 該当ページ	御意見の概要	県の考え方
1	P1	<p>【本編】（総則 第1章 第2節 計画の構成）</p> <p>「平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災」の平成 23 年は <u>2011 年</u>と修正する。以下、平成の表記は西暦表記に修正する。</p> <p>理由：平成で表記されると何年のことか分かりにくい。西暦のほうが理解しやすく、防災計画も立てやすい。たとえば東日本大震災は教科書では 2011 年と表記されています。</p>	<p>国の防災基本計画における記載方法に準じて現在の記載としています。</p>
2	—	<p>【本編】（地震編、風水害等編 第2章 第1節 防災意識の向上）</p> <p>「…県民の生命、<u>身体</u>、財産を守るため…」を「…県民の生命、<u>生活</u>、財産を守るため…」と修正する。</p> <p>理由：身体より生活としたほうが防災にふさわしい。</p>	<p>災害対策基本法第4条（都道府県の責務）「都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため（以下、略）」の記載に準じています。</p>
3	P5 P79	<p>【本編】（地震編、風水害等編 第2章 第1節 防災意識の向上 1 防災教育）</p> <p>「消防団員等」という表記はいかがなものか。消防団員は年々減少が続いている状況であり、果たして教えることができる人がいるのか。</p> <p>せめて「地域の防災に関わる職員等」とすべきだ。</p>	<p>日頃から災害対応に従事している者が、経験に基づく生の声で防災教育を担うことにより、防災に関する教育がより一層充実していくものと考えており、その代表として消防団員を例示したものです。</p>

通番	新旧対照表 該当ページ	御意見の概要	県の考え方
4	P5 P79	<p>【本編】（地震編、風水害等編 第2章 第1節 防災意識の向上 1 防災教育） （略）「…災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養う…」を以下のように修正する。 →「…災害時には、状況に応じた的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができる力を養う…」</p> <p>理由：「適切に対応し」は行政としての言葉であり、ふさわしくない。また、避難すること限定せず「自らの安全を確保する」としたほうが適切と考える。なお、文部科学省は学校における防災教育の目的として以下のように著している。「災害時における危険を認識して日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動を迅速にとれるような態度や能力を身に付けることができるようにする。あわせて、災害時及び事後に進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるような態度や能力を養う。」</p>	<p>避難は安全確保のための行動を含むものですが、よりわかりやすい表現となるよう、いただいた御意見は今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
5	—	<p>【本編】（地震編、風水害等編 第2章 第1節 防災意識の向上 1 防災教育） 「また、防災教育の推進に当たっては、…自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り…」の下線部を以下のように修正する。 →「また、防災教育の推進に当たっては、…自らの安全を確保する力とともに、進んで他者や地域の安全に役立つことができるような態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り…」とする。</p> <p>理由：①「自らの安全確保はもとより」や「貢献しようとする態度」の表現は、「自らの安全確保」を軽視している感が否めない。②東日本大震災の被災地において震災前から取り組まれてきた防災教育の大原則は、まず自分の生命を自分で守ることである。そのために、状況を成果に把握し、的確な判断の下行動できること、こうした力の養成が不断に取り組まれてきた。③他者や地域の安全に役立つことができることは重要である。なお、文部科学省は防災教育の目的の一つとして、「あわせて、災害時及び事後に進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるような態度や能力を養う。」を挙げている。</p>	<p>自助の視点は何より優先すべきものと考えています。ご意見のとおり、自助や共助の考え方は防災教育の目的として重要な要素と考えており、いただいた御意見は今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

通番	新旧対照表 該当ページ	御意見の概要	県の考え方
6	P10 P81	<p>【本編】（地震編、風水害等編 第2章 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備 4 外国人への対応）</p> <p>「また、日本語理解が十分でない外国人とコミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。」を以下のように修正する。</p> <p>→「また、日本語理解が十分でない外国人が利用しやすい翻訳機器の配置やアプリの活用とともに、<u>双方向性の高いコミュニケーションのあり方・方法を検討していく。</u>」</p> <p>理由：直訳しても意味が通じない、災害時の日本語（不通、救援、給水、炊き出し等）が分からず混乱したという声をよく聞きます。翻訳した情報を提供するだけでなく、今どんなことで困っており、どんな情報を必要としているか、それぞれのニーズに応じたコミュニケーション（対話）が必要と考えます。</p>	<p>本文における翻訳機の配置やアプリの活用は、避難所などでスタッフが活用することを想定しています。</p> <p>なお、外国人の方への対応については、多言語による広報の充実、避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化、防災訓練・防災教育等にも取り組んでいます。</p>
7	—	<p>高等学校に在籍していて、かつ電車やバス等の公共交通機関で通学している生徒が、校内で地震等の災害に遭い帰宅困難者になった際のサポート&amp;ケア体制を構築すべきである。</p> <p>県内には指定避難所になっている高等学校が多数存在するが、災害時は避難所開設にあたりスペース確保の点から一部生徒を敷地外に出さなければならない。徒歩等で通学できる程の生徒は問題ないが、交通機関で通学している生徒にとっては交通網が麻痺していて帰宅困難者となり、路頭に迷うこととなり、様々な犯罪に巻き込まれる可能性がある。</p> <p>その時に警察は対応できるのか疑問符がつく。警察自体も災害対応で精一杯だと思われる。</p> <p>これからの未来のためにも、以上の点はしっかりと検討する必要がある。</p>	<p>学校において災害の発生時における教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことを基本と考えています。避難所開設によるスペース確保のために児童生徒等を敷地外に出すということではなく、また、帰宅困難者に対しては備蓄等の準備をしています。</p>
8	—	<p>現代の情報化社会はかなり最先端を行っている。このため情報共有がうまくできなくなると混乱状態に陥る可能性が非常に高い。そのためには携帯電話の充電設備等を充実する必要があり、正弦波インバーター式発電機及びインターネット接続できる公衆 Wi-Fi の拡充強化が求められる。</p>	<p>通信設備の整備については、災害時における情報共有の観点から千葉県地域防災計画に明記しており、民間事業者において、移動電源車、可搬型発電機の配備や避難所支援として無料充電サービスの提供などを行うことになっています。</p>